

事務担当者 殿

全国測量業厚生年金基金
業務課

厚生年金保険料の引き上げ及び 短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用拡大に伴う変更事項について

平素より、基金の事業運営に際し格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
ご高承のとおり、厚生年金保険法の改正により、平成16年10月から平成29年9月までの間、毎年9月に「厚生年金保険料」が0.354%(労使折半0.177%ずつ)引き上げられることとなっております。また、平成28年10月1日から短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用拡大が施行されることにより、下記のとおり変更となりますのでご案内申し上げます。

記

1. 「厚生年金保険・基金標準給与保険料・掛金月額表」について

当基金では保険料等が変更となる都度、「厚生年金保険・基金標準給与保険料・掛金月額表」を作成しておりますので、掛金・保険料控除にご活用頂きたくご送付申し上げます。

〈緑色〉平成28年9月分(28年10月末納付)

〈青色〉平成28年10月分(28年11月末納付)～

2. 厚生年金保険法の改正について

① 短時間労働者の資格取得届について

短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用拡大に伴い、特定適用事業所に該当された事業所様で新たに被保険者となられた方々は、従来通り、同時に厚生年金基金の加入員となりますので資格取得届のご提出をお願いいたします。なお、ご提出の際は資格取得届の備考欄に「短時間労働者」と付記してください。

② 特定適用事業所について

使用する被保険者が1年間のうち6ヶ月以上500人を超える事業所は特定適用事業所として、「特定適用事業所の該当の届出」「被保険者等の区分変更の届出」が義務付けられました。
なお、基金へのお届出は不要です。

③ 標準報酬月額等の等級追加について

標準報酬月額の下限が新たに追加されました。下限追加により等級に見直しがある方々は基金にて等級変更の処理を行いますのでお届出は不要です。見直しされた方々につきましては、11月初旬に変更通知書を事業所様宛に送付いたします。

以上